

自家用電気設備保安管理業務委託(R8)  
特記仕様書

目 次

第1章 総則

第2章 点検・測定

沖縄県下水道事務所

## 第 1 章 総 則

### (概 要)

第 1 条 この仕様書は、那覇、宜野湾、具志川及び西原浄化センター並びに各ポンプ場における自家用電気設備保安管理業務委託についての仕様を定めるものである。

### (業務内容)

- 第 2 条 受注者（以下「乙」という。）が実施する業務は、次の各号によるものとする。
- (1) 本業務対象の電気工作物について、乙は月次点検及び精密点検を実施し、その結果を発注者（以下「甲」という。）に報告し、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に助言を行う。
  - (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲若しくは沖縄電力株式会社等より通知を受けたときは、業務責任者等が事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止についてとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて臨時点検を行う。この場合において、甲は、乙に電気事故の発生箇所、異常の状況等を適切に伝えるものとする。また電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行う。
  - (3) 電気事業法第107条第4項に規定する立入検査の際は、立ち会いを行うものとする。
  - (4) 甲が行う電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、沖縄県下水道事務所自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）に記載された「巡視・点検の基準」に従い、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告する。
  - (5) 甲が保安規程の作成、変更及び手続の際、助言を行う。
- 2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙は当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。
- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降設備等
  - (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群又はコンピュータ関連機器、電話交換機器等
  - (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等(常時電路に接続して使用されていないもの)
  - (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等(外観点検及び絶縁抵抗測定は除く)
  - (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
  - (6) 広告塔、照明塔等の高所にあるもの又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等(点検現場において容易に点検できないもの)

第3条 乙は「月次点検」、「精密点検」及び「臨時点検」を行うにあたり、それぞれ各事業場の「保安規程」に記載される月次点検、年次点検及び臨時点検を基に実施すること。ただし、「精密点検」においてはさらに国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築保全業務共通仕様書（最新版）」に基づくこと。

（履行義務）

第4条 乙は、この委託業務を円滑に遂行するとともに、受変電設備の機能保全を十分達成できるよう仕様書、契約書に基づき、業務委託を完全に履行しなければならない。

（委託業務の保障）

第5条 精密点検実施後、受変電設備に障害が発生した場合には、乙の責任で調査するものとする。ただし対策については、甲、乙協議のうえ決めるものとする。

（疑義の解釈）

第6条 この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は甲、乙協議してこれを処理するものとする。

（関係法令の遵守）

第7条 乙は、委託業務の遂行に当たって、電気事業法、その他関係法令等を遵守し、この業務を処理するものとする。

（事故に対応する応急処理）

第8条 乙は、委託業務の実施に当たり事故が発生し、又は発生する恐れがあるときは、直ちに必要な処置を講じたうえ、事故の状況及び処置内容等を甲に報告し、その指示に従うものとする。

## 第 2 章 点 検 、 測 定 等

（書類の提出）

第9条 乙は、業務委託の着手時及び完了時は、次の書類を甲に提出し承認を得るものとする。

・着手時

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 現場代理人等通知書(資格:第3種電気主任技術者以上)
- (4) 経歴書
- (5) 実務経験証明書
- (6) 主任技術者の資格者証の写し
- (7) 業務委託実施計画書
- (8) 技術員名簿(資格:第1種電気工事士以上)
- (9) 再委託承認申請書
- (10) その他必要なもの

・完了時

- (1) 完了通知書
- (2) 業務委託報告書
- (3) 引渡書
- (4) 請求書
- (5) その他必要なもの

※様式については、沖縄県技術・建設業課HPの様式集より「建設コンサルタント業務関係様式」をダウンロードすること。

(点検・測定)

第10条 乙は精密点検の際次の設備の点検及び測定を行う。

- (1) 高圧配電盤 (一部低圧配電盤含む)
- (2) 変圧器 (500kVA以下、500kVA超)
- (3) 交流遮断器
- (4) 負荷開閉器 (真空開閉器、閉鎖型気中開閉器)  
※引込柱の碍子に塩害防止用シリコングリスを塗布する
- (5) 断路器
- (6) 高圧電磁接触器
- (7) 指示計器 (計器較正試験)
- (8) 保護継電器試験 (単要素、複要素)
- (9) 避雷器
- (10) 高圧進相コンデンサ
- (11) 直列リアクトル
- (12) インターロック試験
- (13) シーケンスチェック試験
- (14) 活線温度測定
- (15) 接地抵抗測定
- (16) 絶縁診断 (母線連絡、ケーブル配線)
- (17) 絶縁抵抗測定

2 精密点検において、点検の時間帯は甲乙協議して定めること。

(業務報告書の提出)

第11条 乙は、委託業務の実施後速やかに業務報告書を作成し、提出するものとする。

- 2 報告書には、点検、測定の結果を機器の仕様書、関連法規等を基に判断し、その結果も記載するものとする。
- 3 業務委託報告書の試験成績表の様式は、「建築保全業務共通仕様書 (最新版)」によるものとする。ただし、同共通仕様書に書式がない場合には、製造者等の標準書式を利用してよい。
- 4 報告書の作成に当たっては、主任技術者、もしくはそれと同等以上の能力をもつ者の責任で行うものとする。
- 5 報告書は2部作成し、1部は各センターの施設管理受託者に提出する。

(その他)

第12条 この仕様書に定めのない事項については必要に応じて、甲、乙が協議して定める。